

Title	<論文>日本橋兜町・茅場町街並み商業史観書
Sub Title	Historical Study of Commerce and Town in Tokyo : Case of Kabutocho and Kayabacho
Author	白石, 孝(Shiraishi, Takashi)
Publisher	
Publication year	2002
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.45, No.2 (2002. 6) ,p.69-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20020600-00152593">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20020600-00152593</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 日本橋兜町・茅場町街並み商業史覚書

白 石 孝

### 〈要 約〉

本稿は現在の兜町、茅場町の界隈の街並みを商業史的視点にたって、江戸一明治一大正にわたる変遷を記すものである。この界隈が埋立てられた背景についての様々な史的考察から、江戸城拡築期の江戸防衛にふれ、更にこれまであまり記されなかった八丁堀寺町の寺院リストの作成を試み、その意義を検討する。更にその後における町与力・同心組屋敷について、そのロケーションを明らかにした後、この界隈の地区を筆者なりにA～Eまで区分して、その特色をみる。その上で更に江戸時代における各町の主な問屋の業種と数をあげ、そこにこの界隈の四辻を川に囲まれた川辺地としての特色を描く。次いでこれが明治になりどう変化したかをたどり、株式取引所と鎧橋架橋の街並みへの影響をみ、坂本町が株式仲買商の街に、南茅場町河岸の変貌の一方、亀島町河岸のみが江戸時代の川辺地的街並みを残すにすぎないことを指摘する。更にこれが大正期にどのように変化したかをたどり、大正4年の地価にこの街並みの変化がどう反映しているかをみて、そこにこの界隈の江戸以来の「北高南低」の姿をクローズ・アップさせるものである。

### 〈キーワード〉

寛永江戸図、江戸防衛、江戸城拡築、幕府水軍の根拠地、御船手頭、八丁堀界隈、川船改役、三代町、野寺町、寺院リスト、寺町の意味、諸寺院法度、本寺末寺、町与力・同心、組屋敷、八丁堀細見絵図、北八丁堀与力名、御府内沿革図書、楓川河岸、靈巖島、江戸内港、川辺地、海賊橋、東京株式取引所、兜町、鎧橋架橋、群小銀行乱立時代、南茅場町河岸、株仲買商、木更津通船会所、地価、北高南低

### はしがき

本稿は、前稿に記した現在の日本橋1・2丁目の東側にある兜町・茅場町界隈<sup>1)</sup>、かつて八丁堀といわれた辺りのうち、日本橋旧区に属する界隈を対象とし、その江戸一明治・大正の「街並み商業

1) 白石孝「日本橋1・2・3丁目東之部街並み商業史考」『三田商学研究』45巻1号。

史」の覚書である。

これまで筆者は、著書『日本橋街並み商業史』で取りあげなかつた町々について、こうした覚書を本誌に、すでに数回にわたって記してきたが、ここはまたこれまでの町々とは史的な面で著しく異なり、多くの特徴をもつ地域ということができる。

まず第1に、ここは慶長8年に埋立てられてできたところである。江戸前島の海岸の潮干潟であったのを、<sup>2)</sup> 潮除の堤を築いて造成したもので、沼地で茅葦が繁茂していた地帯であった。そして、そこに通船のため、長さ八町の堀をつくったところから、この名を「八町堀」というに至る。<sup>3)</sup> この点で、町の起立から、日本橋区内の中で独特の歴史を持つ界隈といふことができる。

第2は、この造成によって、前稿の本材木町の先が海辺ではなくなり、楓川という内陸水路ができる、日本橋川と京橋川とを連絡する大横堀に変貌し、ここがまた江戸川港の重要な一部になったことである。<sup>4)</sup> もちろん、これは江戸城拡築に伴う市街地造成の一画であったが、わずか30年間に、日本橋南の界隈を内陸化したことは「その普請の巨大さの一側面」を示すと共に、江戸市街形成史にとっても注目に値するといってよからう。

第3は、この造成により、日本橋川筋の江戸橋附近は江戸内港の中心として、物資集散の重要な拠点をなすに至ったことである。茅場河岸の形成はその点と線の拡大をもたらすものであった。

第4は、この界隈は、その初期においては、他の日本橋の町々と異なり、楓川東岸地帯には水軍の武家屋敷が並び、その他の地区には多く寺院が移転・建立されて「寺町」となっていた。その点でも町史の上でここは特異な成りたちといえるであろう。しかも、この寺町が寛永12・3年頃には早くも寺院の移転によりなくなり、そこに江戸奉行の与力、同心の組屋敷がおかれることとなる。楓川東側の武家屋敷の一部が町家になり、組屋敷のあい間に町ができるという独特の市街地が形成されるのであった。

本稿はこうした町の形成史から、更に明治・大正にかけての街並みの変遷を描くものである。

特に、明治になり、この界隈は大きく変貌をとげるが、その中で、兜町における株式取引所の開業と鐵橋の架橋は、この界隈の街並みに決定的な影響を与える。本稿はこれを中心に街並みの変遷をたどり、明治から大正への変化をみる。そして、この界隈の町々の特色を描き、更に大正4年の地価からみた街並みから、そこに「北高南低」の姿を考え、江戸時代におけるこの界隈の特徴が、そこに投影されているとみるのである。

この界隈は現在の兜町1～3丁目、茅場町1～3丁目にあたる。今、この江戸時代と明治及び大正震災後の区画整理による町名変遷を示すと表1の如くである。それをみても、この界隈の史的特

2) 『日本橋区史』第1冊, p.211。

3) 『御府内備考』卷6, p.102。

4) 『東京市史稿市街篇』第6, pp.188-191。

5) 鈴木理生『江戸はこうして造られた』p.147。

表1 界隈各町行政区画変遷表

江戸（慶應年間）	明治4年	明治11年	大正12年～昭和
武家地	兜町	兜町	兜町1丁目
北島町 山王旅所 南茅場町	北島町 }南茅場町	南茅場町	茅場町1丁目 〃2丁目
武家地 坂本町1丁目 〃2丁目	武家地 坂本町1丁目 〃2丁目	坂本町	兜町2丁目 兜町3丁目
武家地 神田三町代地	三代町	三代町	兜町3丁目
北島町 岡崎町 竹島町 亀島町	北島町	北島町1丁目	茅場町2丁目
北島町 岡崎町	北島町	北島町2丁目	茅場町2丁目 〃3丁目
亀島町 武家地	亀島町 武家地	亀島町1丁目	茅場町2丁目
亀島町 武家地	亀島町 武家地	亀島町2丁目	茅場町3丁目

（南八丁堀・岡崎町の一部は京橋区へ）「中央区旧日本橋地区各町行政区画変遷表」による。

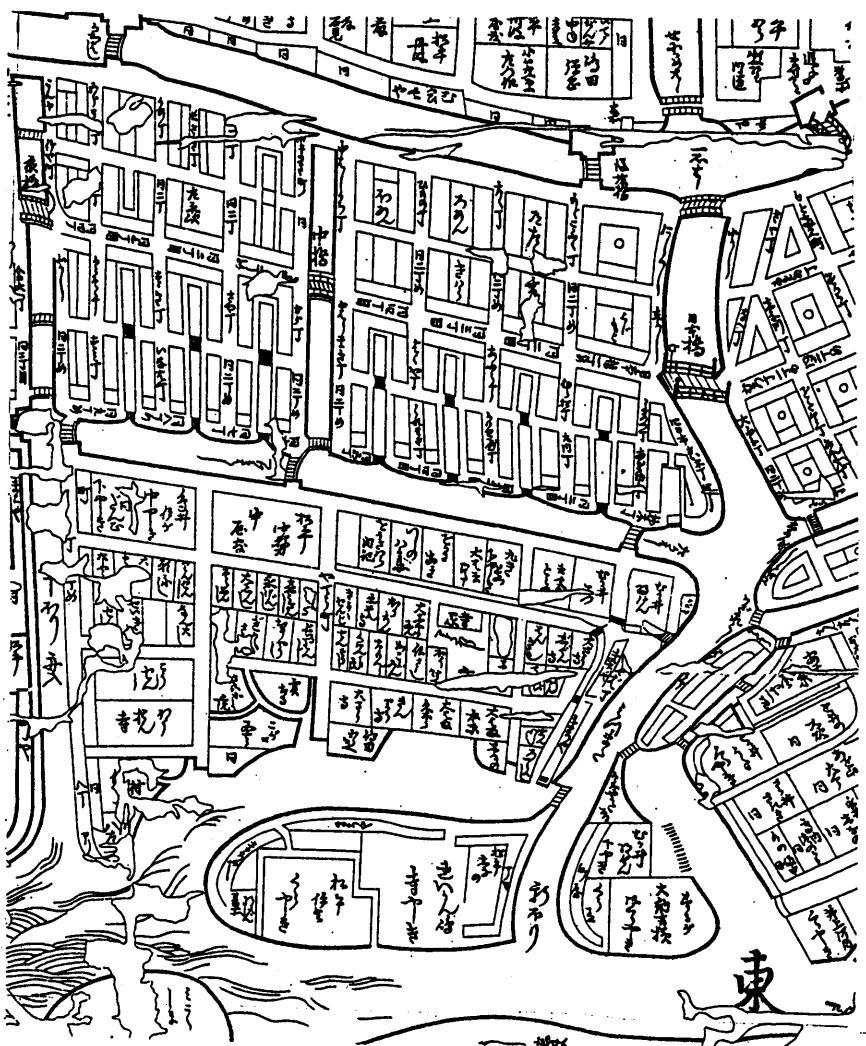
徵がうかがえるのではあるまいか。

## 1. 江戸城拡築と八丁堀寺町

まず図1に慶長・寛永江戸図（武州豊嶋郡江戸庄図）をかけておこう。これはすでに「はしがき」に記したようなこの界隈が造成された初期の姿である。

楓川側には武家屋敷が並び、寺院の名が記されている寺町が描かれている。多くの史家が指摘しているように、江戸初期の幕府の都市計画には、江戸の防衛が強く意識されていたことは事実であろう。殊に、江戸湾はその一つの大きな「要」であり、三浦半島岬のような入口はもちろんだが、江戸湊から内港にかけての防衛は重要だったといってよい。江戸湊はその後、大川（隅田川）河口に移るが、江戸初期には、まず日本橋川河口からの内港を監視することは、当初の江戸城拡築資材や生活物資の搬入にとって不可欠なことであったといえる。もし、このように、徳川政権の掌握当初という時代の江戸造成期という観点に立って考えるならば、この界隈の埋立そのものの意図も、

図1 慶長・寛永江戸図（武州豊嶋郡江戸庄図）



ここにあったのではなかったか。

すでに本稿の「はしがき」にも記したが、この造成前は楓川ではなく海辺で、これから直接に十本の舟入堀が通町への内陸部につくられ、これが築城資材や生活物資の搬入水路となっていたから、いわばそこは海辺にむかって「むき出し」の状態であったと考えれば、その前面の洲を埋めることも、単なる市街地拡張というよりは、この防衛策としてではなかったか。

事実、この新埋立地の西側の武家屋敷が、いずれも幕府水軍の武家の賜宅であり、図1のように、<sup>6)</sup>西に楓川、東側にも堀が入っており、多数の船をもやっていた水軍の根拠地のような姿をしていた

6) 安藤菊二「八丁堀襍記」京橋図書館、『郷土室だより』41号。

ことからも、こう推測してもさしつかえあるまい。

この図には、日本橋川辺から南へ、向井将監、向井忠左衛門、間宮虎之助、九鬼長門、大はま（小浜）民部、小笠原安芸、石野八兵衛、小笠原内記の屋敷が記されているが、いずれも幕府水軍関係の武家屋敷である。

徳川水軍、旧北条水軍とを糾合しつつ再編し、これを根幹にしてつくられたものといわれるが<sup>7)</sup>、『東京市史稿港湾篇』によると、「寛永5年に、翌年よりの江戸の城外曲輪石壁を築くについて、向井右衛門忠宗、小笠原安芸、小浜新太郎など、河口の番を勤め、船の往来を改む」とあり、また小笠原安芸については「船改役として水主同心30人が預けられた」とある。<sup>8)</sup>寛永9年に幕府は「御船手頭」を置くが、幕府の船舶管理・海上運輸を掌握するこれには、上記の外に間宮長澄、石川政次の名がある。時代によりその人員は増減するが、ほぼ6人程度とみられ、若年寄支配で、各々に同心30人が預けられていた。

しかし、図1のように、靈巖島が更に埋立てられ、整備されてくると、八丁堀界隈も内陸化して、防衛上の監視所の位置も変化してゆく。八丁堀の西端に加えて、東岸にも船手頭の賜宅ができ、番所も北新堀や靈巖島の南端にも置かれ、「御船手組屋敷」ができる。もっとも、周知の200挺櫓の大型軍船「安宅丸」は大川（隅田川）河口に配置されていた。寛永10年6月、將軍家光が「向井忠勝屋敷前より御舟に召し、深川にて安宅丸に乗る」とあるのもこれである。これは水軍による江戸防衛が、幕府体制の安定化にともなって変化し、河口湊防衛から江戸湾入口に移り、湾内にあっては、江戸府内への川船を把握し、年貢役銀の徵収などを司る川船改役の「川番所」の整備・強化へと重点が移るに至る。それにともない、この界隈の武家屋敷も次第に変貌をとげる。

元禄15年には海賊橋の一画に町家ができ、品川町代地、築地小田原町代地が、この南北の武家地の間に入り、更に享保の図をみると、この町家が坂本町1丁目として広がり、その南の九鬼大隈守と小浜民部の武家屋敷の次に神田塗師町代地と神田松下町代地、新銀町代地のような後に「三代町」となる町家ができてゆく。まさにそれはこの界隈の変貌を物語るものにはかならない。

さて、この界隈の初期のもう一つの史的特徴は「寺町」の形成であった。図1のいわゆる「寛永江戸図」では「やてら町」とある。「野寺町」の意であるよう、まだこの時代にはこの地域の利用度は低かったとみられるが<sup>9)</sup>、これも、すでに述べた緊急な防衛が、その埋立の重要な背景にあつたためといえるであろう。それにしても、この界隈の寺院の数は驚くほど多い。しかし、寺院名や数については文献の上で必ずしも明らかにされていないように思える。よく出典として引用される中央区史をみると、慶長4年起立のものが4寺、慶長16年のものが27寺、また元和・寛永の間に移

7) 永岡治『伊豆水軍物語』p.180。

8) 『東京市史稿港湾篇』第1, p.426。

9) 前掲『市史稿市街篇』第5, p.64。

10) 『御府内往還其外沿革図書日本橋之部』第11, 京橋図書館『中央区沿革図集』p.34。

11) 『中央区史』(上) p.1112。

転してきたものが10寺とあるが、更に改めて『東京市史稿市街篇』をみると、その数は、市街篇第2で27寺とある。文献の大部分はこれらをもとに記されているようだが、実は『市街篇』でもその第5をみると39寺が記されており、これなく第2にあるものを加えて『市街篇』からの寺院を抽出すると41寺となる。

そこで、これをまずベースとし、念のため『千代田区史』や『江東区史』、磯部鎮雄編『江戸東京寺社名集覧』を参照し、リストにしたのが表2である。ただNo.42からの4寺は『江東区史』だけに所載されたものである。

図1の江戸図では、八丁堀の寺院は43寺になるが、これとの照合は困難であったし、この江東区史所載の寺院、心行寺、万徳寺、因連寺、西念寺が何故『東京市史稿市街篇』の第2、第5に記載されていないのか理由は不明である。また、後述する町与力・同心の組屋敷が「元和年間、八丁堀法泉寺・願成寺・長應寺の3寺を移してここに与えられた」という記をよくみかけるが、この3寺はこれらの文献には見当らない。そのほか、『東京名所図会・浅草区之部』に、浅草栄久町にあった寺のうち、芝口内から八丁堀に移され、更に寛永2年に浅草に移ってきたという天台宗の常福寺なるものも、本稿では記さなかった。その意味では、この表2のリストはまだ不十分かも知れないが、慶長・元和・寛永に、この八丁堀の地に移転、あるいは起立・建立された大部分の寺院が示されたといってよかろう。そこに、「八丁堀寺町」の姿をうかがうことができるのではあるまい。

この中で、他の場所からここ八丁堀に移転してきた寺院をみると13寺になる。それらは主に日比谷御門内、桜田、数寄屋橋内からであった。まさにこれらは江戸城拡築により武家地がそこに拡張したため、新埋立地八丁堀に移ってきたものにほかならない。そして、寛永12・3年には再び、八丁堀の寺院は三田や浅草などに移されてゆく。もちろん、このような状況は、なにも八丁堀に限ったことではない。江戸の寺院の移動については、天正18年から慶長19年にかけて、すでに江戸城近辺の平河や桜田、神田などからの寺院の市街地への移動があったし、続いて元和元年から寛永16年に、江戸城の外堀が完成し、武家地が拡張したため、寺院は町の外部へと移動させられているからである。<sup>14)</sup> 事実、天正18年には、千代田区に属する地域だけでも50をこえる多数の寺院があった<sup>15)</sup> し、寛永8年以前の本郷には83の寺院があったといわれる。<sup>16)</sup>

それでは、こうした実際に多数の寺院が、江戸城拡築時に起立や建立され、当時の市街地の外郭に配置されたのには、どのような背景・意味があったのだろうか。

これについては、これまで様々な解釈がなされてきた。たとえば、拡築工事中に、城郭内に寺院建立を許したのは、単なる葬儀・埋葬のためだけでなく、各大名が国許からつれてきた多数の家

12) 鈴木理生前掲書, p.256に八丁堀寺院についての記載がある。

13) 安藤菊二前掲, p.191。

14) 日塔和彦「御府内寺社備考からみた江戸の寺院」『都市史研究』6, 1978, p.9。

15) 金行信輔「江戸寺社地の空間と社会」『都市史研究』8, 2000, p.404。

16) 『本郷区史』p.112。

表2 寛永期八丁堀の寺院リスト

No.	寺院名	宗旨	出典	備考	No.	寺院名	宗旨	出典	備考
1	長応寺長久院	日蓮	①チジ ②ジ	文禄元年日比谷門内建立	25	茲眼寺	曹洞	①ジ ②ジ	八丁堀拝領
2	成満寺	浄土真	①ジ ②ジ	元和元年八丁堀起立	26	金龍寺	臨済	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀創建
3	上行寺	日蓮	①チジ ②ジ	元和元年桜田に拝領	27	桃林寺	"	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀開山
4	青眞院大増寺	淨土	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀起立	28	海雲寺	曹洞	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀創建
5	無量院長松寺	"	①チジ ②ジ	慶長16年八丁堀建立	29	円満寺不動院	真言	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀拝領
6	無窮院隨應寺	"	①ジ ②ジ	"	30	東陽寺	曹洞	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀起立
7	峰樹院大信寺	"	①ジ ②ジ	"	31	玉宗寺	"	①ジ ②ジ	"
8	寿松院林泉寺	"	①チジ ②ジ	永禄中伏見起立、鎌倉河岸	32	仙藏寺遮那院	真言	①ジ	起立不詳
9	仏重院歓喜寺	真言	①ジ ②ジ	起立不詳、八丁堀にあり	33	威光院	"	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀拝領
10	南喜寺	曹洞	①	慶長4年八丁堀建立	34	心月院	曹洞	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀創立
11	明王寺宝生院	真言	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀拝領	35	永見寺	曹洞	①ジ ②ジ	"
12	遍照寺大聖院	"	①ジ ②ジ	開山不詳、数寄屋町より移る	36	音密寺本智院	真言	①ジ	不詳
13	西藏院長谷寺	天台	①チジ ②ジ	享徳元年数寄屋橋内建立	37	教禪院金蔵寺	天台	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀拝領
14	歓喜寺仏乘院	真言	①	由緒不詳	38	常敬寺	淨土真	①ジ ②ジ	元和元年八丁堀建立
15	清久寺	曹洞	①ジ	文禄元年起立	39	本通寺	日蓮	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀建立
16	満宗院大松寺	淨土	①ジ ②ジ	慶長16年八丁堀建立	40	実相寺	淨土	①ジ	
17	南峯寺真藏院	真言	①チジ ②ジ	開基不詳、数寄屋橋より移る	41	報恩寺	淨土真	②チジ	慶長7年外桜田建立
18	仙翁寺	曹洞	①	慶長4年八丁堀建立	42	心行寺	淨土	コ	元和2年深川開創
19	常林寺	"	①	慶長4年起立八丁堀	43	万徳寺	真言	コ	寛永6年深川開創
20	淨業院貞林寺	淨土	①ジ	八丁堀起立	44	因速寺	"	コ	元和元年京橋開創
21	称名院称讃寺	"	①ジ	慶長10年増上寺内	45	西念寺	"	コ	品川→瀬戸物町
22	玉鳳寺	曹洞	①	慶長4年八丁堀拝領					
23	不動寺明王院	真言	①ジ	大塚護国寺末					
24	宇賀院長延寺	"	①ジ	数寄屋町より移る					

寺院各山号略、

出典①=『東京市史稿市街篇』第5

②=『東京市史稿市街篇』第2

チ=『千代田区史』

ジ=『江戸東京寺社名集覽』

コ=『江東区史』

臣や労務者の宿泊施設や事務所、倉庫を兼ねた施設でもあって、いわばそこでの寺院は多人数を収容できる飯場的施設だったとか、<sup>17)</sup> 八丁堀寺町のように、低湿地にこれをつくったのは「早く完全に陸地化するためにも、寺院の石塔や墓標が好材料」だったとか、いわば「町地にするための地ならし」<sup>18)</sup> の意味をもっていたというのも、これである。また「寺を城下町の要所に配置する」という当時の意味の中には、軍事的施設としての利用もあげができる。またこれを更に強めて「偽装された防衛陣地」<sup>19)</sup> だと解するものなど多様である。本稿でもこの界隈の埋立がかなり防衛的意味を持っていたと記しただけに、こうした解釈もなりたつかも知れないが、このように多数の寺院が、それも各宗派を混合して各所に集められ、寺町をつくらせた背景には、やはり幕府のこの時期に定めた宗教統制—「諸寺院法度」やこれに基礎を置く「宗旨人別帳」の作成一などによる庶民統治が<sup>20)</sup> あったといわなくてはなるまい。

殊にこの「諸寺院法度」により、本寺の末寺に対する権限が保障されるに及び、末寺を整然たる組織に編入するに至るが、八丁堀などに寺院を移して寺地を形成させる頃には、こうした寺院統制は徐々に浸透・強化されていったとみられる。そこで、表2のこの寺町の諸寺院について、本山・末寺の関係を改めて明らかにしておきたい。

表3は、さきの表2の寺院リストの中で、この関係が判明している39寺院の本山別寺院表である。表の上段には江戸にある本山、下段は京を始めとする地方のそれである。

これでみると、芝増上寺、愛宕山円福寺の末寺が多く、また江戸の本山はごく限られたもので、浅草本願寺、駒込吉祥寺、大塚護国寺などが江戸の代表的な大寺院であったことがうかがえよう。

しかし、こうした八丁堀寺町も、寛永12・3年には、これらの寺院が他の町に移転させられ、その姿を変えてゆく。三田、浅草、本郷、深川に移転し、それぞれに寺町が形成されるのであった。もちろん、このような江戸各地の寺院移転再配置の中には、墓地需要の増大のもとで、寺院がより広い境内地を得るために自律的に都市周辺部へと転出していったこともあるかも知れないが、基本的には、当時の慢性的な武家拝領屋敷の用地不足からの土地確保の必要性、市街地の更なる拡大の要請にもとづくものであった。

かくして、八丁堀は寺町としての寺院は撤去されたが、その跡地には、南茅場町や若干の町家のほかに、この界隈の大部分は町奉行所組屋敷が占めるに至る。ここにこの界隈の街並みも第2段階に入る。

17) 鈴木理生『江戸はこうして造られた』pp. 223-224、同著『江戸の町は骨だらけ』p. 73。

18) 鈴木理生前掲書及び玉井哲雄『江戸失われた都市空間を読む』pp. 35-36。

19) 黒木喬「明暦の大火前後における寺社及び町家の移動」『地方史研究』161. p. 47。

20) 藤井学「江戸幕府の宗教統制」『論集幕藩体制史9』p. 91。

21) 金行信輔「江戸寺社地の空間と社会」『都市史研究8』pp. 28-29。

表3 八丁堀寺町寺院の本山・末寺

本 山 名	末 寺 名 ( ) 数字は表2のNo.
浅草本願寺	成満寺(2), 常敬寺(38)
芝増上寺	長松寺(5), 林泉寺(8), 大松寺(16), 貞林寺(20), 称讚寺(21)
愛宕山円福寺	宝生院(11), 大聖院(12), 仏乘院(14), 真藏院(17), 威光院(33)
駒込吉祥寺	仏翁寺(18), 永見寺(35)
大塚護国寺	明王院(23)
大塚護持院	不動院(29)
京 知恩院	隨応寺(6), 大信寺(7)
〃 知積院	遮那院(32), 本智院(36)
〃 妙心寺	金龍寺(26), 桃林寺(27)
駿州 西山本門寺	上行寺(3)
伊豆 修福寺	玉宗寺(31)
総国 真如寺	南喜寺(10)
東叡山	長谷寺(13), 金藏寺(37)
上総国 東泉寺	清久寺(15)
下総国 東昌寺	東陽寺(30)
〃 大隆寺	常林寺(19)
上野 陽雲寺	海雲寺(28)
越後 長久山本成寺	長応寺(1), 本通寺(39)
出羽 総穂寺	心月院(34)

『東京市史稿市街篇』第5, 本稿表2より作成

## 2. 八丁堀組屋敷地と川辺地商業

かくして、寛永期、この八丁堀界隈は、多くの寺院が他に移され、町与力・同心の組屋敷がこれに代わった。図2は文久3年の尾張屋清七板『日本橋南之絵図』のこの界隈である。

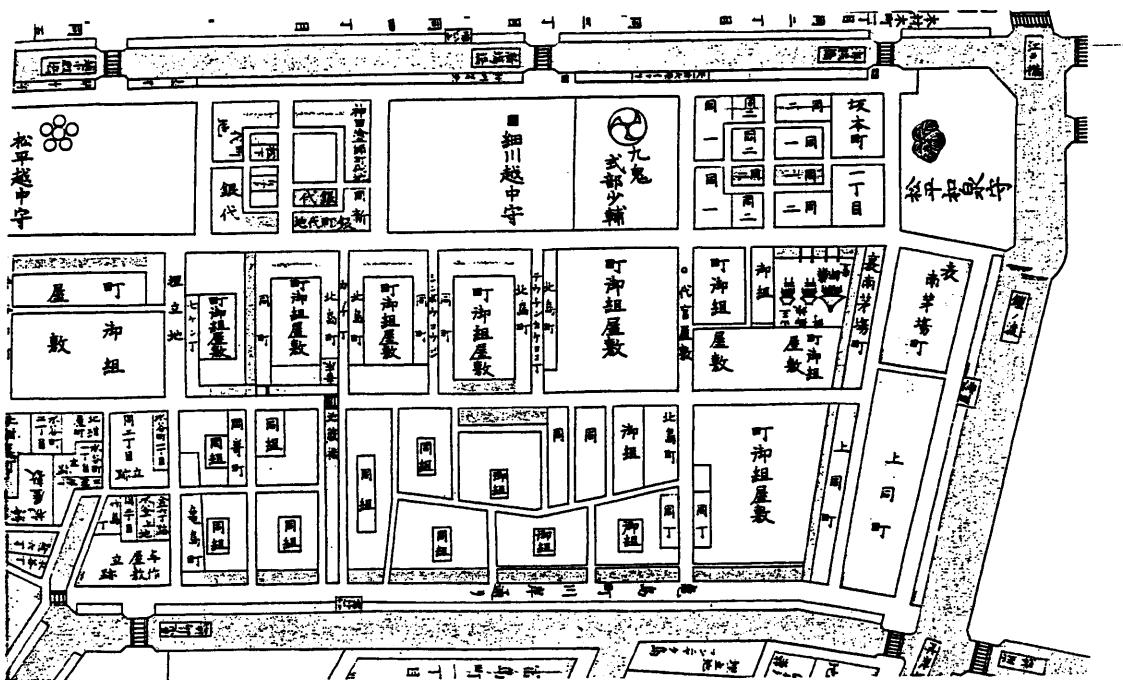
しかし、この八丁堀の組屋敷化についての経緯は、『東京市史稿』は次のように記す。<sup>22)</sup>

「慶長年間、与力は金杉村にて住地を供せられ、同心は役所の構内に住したり」という。寛永に至り、八丁堀法泉寺、願成寺、長応寺の地を召し上げられ、大縄地として受領し、これに移れり」と。この時期は元和年間らしい。これは北島町1丁目辺りで、続いて元禄15年に亀島町2丁目が同心受領地となり、享保6年には北島町2丁目、亀島町1丁目、岡崎町1丁目に組屋敷が拡がってゆく。したがって、町与力・同心の殆どが八丁堀組屋敷を支給され、図2のようになってゆくのは、享保の中頃以降ではなかったろうか。<sup>23)</sup>

22) 『東京市史稿市街篇』第4, pp. 195-197。

23) この時期については高柳金芳氏は正徳3年3月以降のこととする。『江戸時代御家人の生活』p. 55。

図2 北八丁堀界隈街並み(文久絵図)



文久尾張屋清七板『日本橋南之絵図』の一部

この組屋敷は、もちろん、同心の場合は拝領地ではあるが、与力のように拝領武家屋敷としてではなく、拝領町屋敷とみなされていた。事実、30俵2人扶持の同心は100坪程度の拝領地に、居職のような町人に表通りに長屋を建てて貸していたからである。それは「御府内沿革図集」の絵図によく表現されている。与力は白地に「町与力」と書かれ、同心組屋敷は、他の町屋敷と同様に薄墨色に塗られ、町名が記入されていることに示されている通りである。<sup>24)</sup>もちろん、与力の組屋敷でも、町人を住まわせるわけにはいかなかったが、医師、儒者、検校などには土地の一部を貸すことができた。

しかし、ここに『八町堀細見絵図』(文久2年尾張屋清七板)があるので、上記のような組屋敷を中心とした街並みを描いてみたいと思う。図3は旧日本橋区となる北八丁堀界隈を、「細見絵図」から8つの地域に分け、かつ、医師、儒者、検校・勾当、手代、歌人、能楽師、絵師などの居住地を記したものである。A・C・E・Gは南茅場町に接する北から七ケン町に至るところで、西側のブロック、B・D・F・Hはその反対側、東側のブロックである。

こうしてみると、上記のような種類の居住は、A・B・C・Dの地帯に多いことがわかる。全体と

24) 宮崎勝美「江戸の土地—大名幕臣の土地問題」『日本の近世9』p.157。

図3 北八丁堀町組屋敷街略図

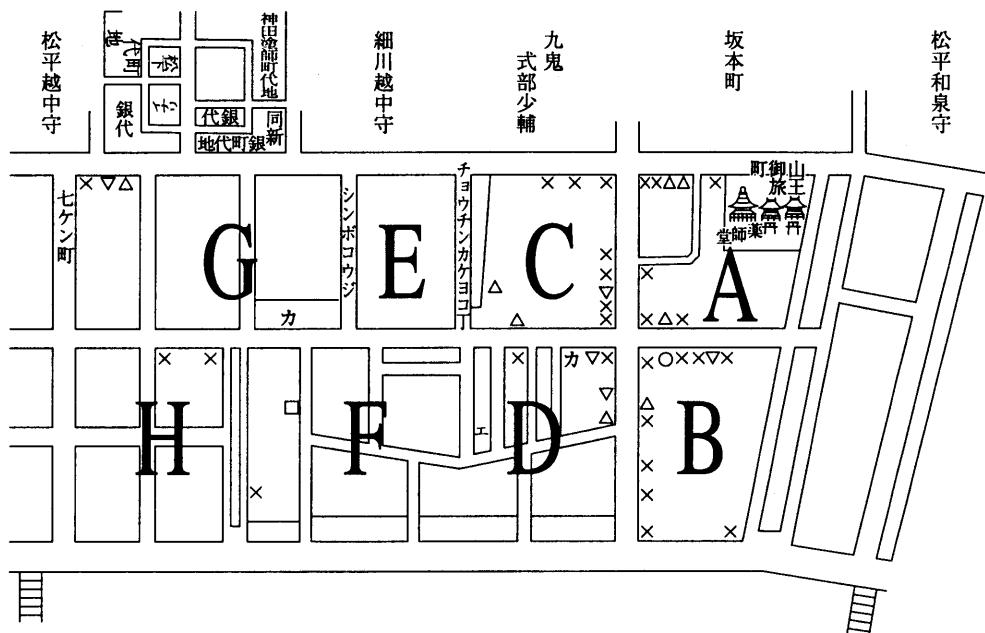


図2参照、×医師、○儒者、△検校・勾当、▽手代、カ 歌人、ノ 能、エ 絵師、  
A～H区分本文参照

して医師が28名、検校・勾当が7名、手代4名、あと歌人2名、儒者・能楽師・絵師各1名で計44名となるが、このうち82%がこの4ブロックに集中し、いずれも表通りに面したところに居住している。そしてこれは当然、これらの地区に町与力の拝領屋敷が多いことを示しているといってよからう。そこで、この地域別にみた八丁堀の町与力を文久2年の『八町堀細見絵図』からみると、表4（次頁）のようである。

当該地域全体の町与力の数は48、家数では39家であるが、これを筆者の地域区分でみると、A地区は6家、B地区は5家、C地区は6家、D地区は14家、E地区ではなくF地区3家、G地区2家と、E地区を境にして減少する。更にこの表で示されているように、南・北町奉行所別にみると、両者所属の与力の屋敷は混在しており、A・B・C地区では南の与力が多く、D地区は殆どが北の与力である。しかし、これは南北両町奉行所が周知のように月当番制であるというだけで、この南北町与力の混在程度が街並みを特徴づけることはない。むしろ、ここでの各地区にとって重要なのは、これらの町与力に対する同心の組屋敷の分布ではないだろうか。

表5（次頁）は八丁堀の地区別同心・与力屋敷数である。八丁堀のうち、当該の地区A～Hまでの同心の数は133家、七ケン町以南本八丁堀河岸までのそれは97家、合計230家である。したがって、該当の地域Hまでの数は58%であるが、与力の方はすでに述べたように合計が52家、大部分が該当

表4 北八丁堀与力名（文久2年）

区分	姓 名	区分	姓 名	区分	姓 名	区分	姓 名
A	中田郷左衛門	B	中村治郎八	D	高橋吉三郎	F	谷村官太郎
" "	仲五郎	C	仁杉八右衛門	" "	銀太郎	" "	八之介
" "	佐野八郎太郎	" "	中村又藏	" "	中山源右衛門	" "	藤田六郎左衛門
" "	峰屋新五郎	" "	中田潤之助	" "	加藤九郎兵衛	G	安藤源之進
" "	熊之助	" "	安藤源左衛門	" "	服部孫九郎	" "	貞二郎
"	下村弥助	" "	駒太郎	" "	後藤斧二郎	" "	由井義太郎
" "	秋山久蔵	" "	徳岡政右衛門	" "	島左太郎	H	稻沢弥右兵衛
" "	中村為二郎	" "	栄太郎	" "	松原晋三郎	" "	萩野政七
B	佐久間弥太吉	"	加藤又左衛門	" "	松浦安右衛門	" "	中村八郎左衛門
" "	原定太郎	" "	橘三郎	" "	中山源右衛門	以上七ケン町境まで 計48	
" "	山崎助左衛門	D	中嶋錦一郎	" "	谷村源左衛門	文久3年尾張屋清七板による	
" "	小林藤太郎	" "	吉田忠二郎	" "	吉田忠三郎	●南町奉行所	
" "	平十郎	"	三村吉三郎	F	村井幾二郎	●北 "	

文久2年尾張屋清七板『八町堀細見絵図』より作成 A~F 地域区分図3参照

表5 八丁堀地区別与力・同心数

地区	同心の数	与力の数
A	1	6
B	11	5
C	13	6
D	30	14
E	18	0
F	28	3
G	24	2
H	36	3
小計	133	39
以南	97	13
合計	230	52

地域内で、特にA~Dの地区に多いという特徴を示していた。それだけに、八丁堀の街並みは、南にゆけばゆくほど変わっていって、そこに町家の色彩を強めていったとみられるのではなかろうか。

もちろん、これはあくまで文久期における姿であって、町与力・同心の数や組屋敷なども時代によって変動してきたといわなければならない。しかし、これについて詳述している文献は意外に乏しい。松平太郎『江戸時代制度の研究』<sup>25)</sup>に、わずかながらだが、その経緯をみることができるのみ

25) 松平太郎『江戸時代制度の研究』(上) pp. 844-845, 848。

である。これによると、天正18年時では奉行1名、与力10騎、同心50人で、その後、南北奉行になってから与力は50騎、同心100人になり、寛文2年に同心が200人に増員されたという。このとき与力4人と増員者には本所二の橋に組屋敷が給されるが、天和2年に同心が80人減ぜられて、この組屋敷は廃止され、元禄9年のときの再度の増員には本所法恩寺前に、その後、元大坂町青山播磨守屋敷に移転、享保4年にこれを収公して八丁堀の組屋敷に移行したとある。このときの南北各組の与力は25騎、同心は100人であった。更に延享2年に寺社門前の町家が町奉行支配になったため、同心が一組120人に増員され、幕末にかけて、人員は著増していった。さきにかかげた表5の八丁堀における与力・同心の数は、南北奉行2人制のもとで著増をたどった時代のものである。実際、元禄10年迄の「御府内沿革図書」をみても、本稿図3のような地域区分D・Fのあたりは、まだ小浜民部・八太夫のような武家屋敷があり、全面的に町与力・同心の屋敷街にはなっていなかったので、上記のような歴史的経緯を経て、図2のような姿に変わっていったといえよう。

それではこうした八丁堀の姿の中で、このあたりの街並みは商業的にどのような特徴をもつていただろうか。

これまで筆者が前稿までにみてきた日本橋南の各地域には、それぞれ商業的に多くの特徴があった。たとえば、通町の西側の外堀にかけての地域は、初期には様々な御用達工芸技術師・職人の集団居住地であったし、通町は近江商人の大店が並び、楓川にかけての地域は元四日市を中心とした河岸で賑わい、干塩肴問屋、新肴場、それに楓川河岸に材木問屋などのあった界隈として特徴づけられるといったようである。<sup>26)</sup>

さてこの界隈の商業のそれは、自らその地形によるところが大である。西に楓川河岸、その対面には本材木町河岸があり、北には茅場町河岸、東は靈巖島に面する亀島川の河岸で、特に茅場町河岸は江戸内港の入口であった。まさに水路に囲まれた一画である。それだけに水運を利用した諸問屋が多かったのも当然であった。今、この界隈を西側（坂本町1・2丁目、三代町）、北側（南茅場町）、中央（北島町）、東側（亀島町）に分けて、町別に問屋業種・数をみると、表6のようである。

これでみると、やはり町によって特色があることがわかる。主な問屋の軒数では、東側にある亀島町が最も多いが、その大部分は脇店八ヶ所組米屋、地廻米穀問屋、春米屋であった。それは靈巖島との間の水路が湾にむかって準外港のような河岸に面した町で、米穀のようなものの搬出入に便だったといえよう。これに対し、北側の南茅場町は、上記のように江戸内港の入口であっただけに、表のように多種な問屋が軒を並べていた。なかでも、下り塩問屋が4、地廻り塩問屋が8、下り酒問屋4は、この町の特色をなすが、両替商6ということからも、この町は界隈の商業の中心地区であったと思われる。更にこの南茅場町には、文久になると、この表以外にも、船具問屋2、干

26) 白石孝「日本橋八重洲1丁目街並み商業史覚書」『三田商学研究』44巻2号、表1、p.41。『日本橋街並み商業史』pp.11-28、『日本橋1・2・3丁目街並み商業史覚書』前掲。

表6 界隈の問屋業種・数からみた町別特徴（嘉永4年）

西側		北側	中央	東側					
坂本1・2丁目	三代町	南茅場町	北島町	亀島町					
竹木炭薪問屋	7	炭薪問屋	4	竹木炭薪問屋	2	——	——	炭薪仲買	5
炭薪仲買	7	——	——	炭薪仲買	3	炭薪仲買	7	炭薪仲買	5
春米屋	3	春米屋	4	関東米穀問屋	2	春米屋	16	脇店8ヶ所組米屋	17
紺屋	2	紺屋	4	下り塩問屋	4	——	——	春米屋	8
版木屋	2	——	——	地廻り塩問屋	8	——	——	地廻米穀問屋	17
				下り酒問屋	4	——	——	版木屋	2
				住吉組荒物問屋	4	——	——	廻船問屋	1
				両替商	6	——	——		
軒数	21	12	33	23	50				
総軒数	29	17	46	28	57				

嘉永4年諸問屋再興当時の町別諸問屋一覧表（『中央区史 上』）より作成

鰯粕問屋3、生布海苔問屋5、下りぬか問屋4、下り傘問屋3、醤油酢問屋4のように多種の問屋が増え、また下り酒問屋も<sup>27)</sup>9軒にもなっている。もちろん、このような町の姿は岸井良衛の『江戸・町づくり稿』<sup>28)</sup>にもあるが、表6のように、総じてこの界隈をみると、主たる扱い物資は米、材木炭薪、酒の3つに特色があるといえよう。これはいわゆる「川辺地」の河岸にある町の一般的な特徴でもあった。

### 3. 明治・大正期の街並みの特徴

明治に入り、この界隈はいうまでもなく一変する。西北の角にあった牧野豊前守の屋敷も荒廃にまかされたままで、1万坪の屋敷も草深い野原と化した。井上馨がここに屋敷を与えられたもの、<sup>29)</sup>居住できぬと政府に返納したのもこれがためであったといふ。その後ここは商法司、通商司の用地とされたが、明治4年、三井家（三井八郎右衛門、次郎右衛門、元之助）が政府から「維新の功績により払下げを受ける」。そして海賊橋のところに錦絵にも描かれ、人々の好奇の眼を集める擬洋風の三井ハウスが突如として出現するのであった。まさに「文明開化」の風潮のはしりといってよかったです。しかし、この界隈の街並みを大きく変えたのは、明治11年の東京株式取引所の創設であり、またその以前の明治5年の鎧橋の完成であった。前者の取引所の創設は兜町近辺の営業店の姿を一変させたが、後者の鎧橋架橋は、それまでの小網町一八丁堀の渡し舟の不便さから、一挙に人形町

27) 前掲『中央区史』（上），p.555。

28) 岸井良衛『江戸・町づくり稿』p.283。

29) 東京都「明治初年武家地処理問題」『東京都歴史紀要3』p.41。

30) 『三井事業史』本篇第2巻, p.76。

表7 明治、界隈の町の特色（明治33年）

町名	主要業種（数）	町名	主要業種（数）
兜 町	株仲買(47) 東京株式取引所 第一銀行 壬午銀行 帝国商業銀行 三十五銀行支店 第六十国立銀行	25南 茅 44場 番町 地	帝國水産 札幌麦酒出張所 株仲買(5) 待合(2)
河南 岸茅 場	株仲買(4)	同 6145	株仲買(4)
2南 茅 8 番 地町	株仲買(5) 荒物卸(3) 今村銀行 新潟銀行支店	坂 本 町	株仲買(7) 第百十二銀行 田中銀行 東京貯蓄銀行 三井物産合資 銀行俱楽部
9南 茅 23 番 地町	酒 卸(2) 帝国海上保険 鴻池銀行支店 七十七銀行	1亀 2島 丁町 目	米穀卸(12) 〃(9)
		1北 2島 丁町 目	〃(8) 〃(8)

明治33年「日本商工營業録」より作成

通り一小網町—兜町—八丁堀—京橋—築地という各商業圏の結合を可能にしたものとして注目されよう。<sup>31)</sup>

この界隈の大部分を占めていた町与力・同心は、明治元年、町奉行が市政裁判所に改まったもの、しばらくはそのまま残され、次第に通常の町へとその姿を変えていった。旧九鬼式部の屋敷地は明治22年の市区改正で阪本公園となり、この界隈全体は、本稿の表1のような町名に変わってゆく。図4は明治時代におけるこの界隈図である。

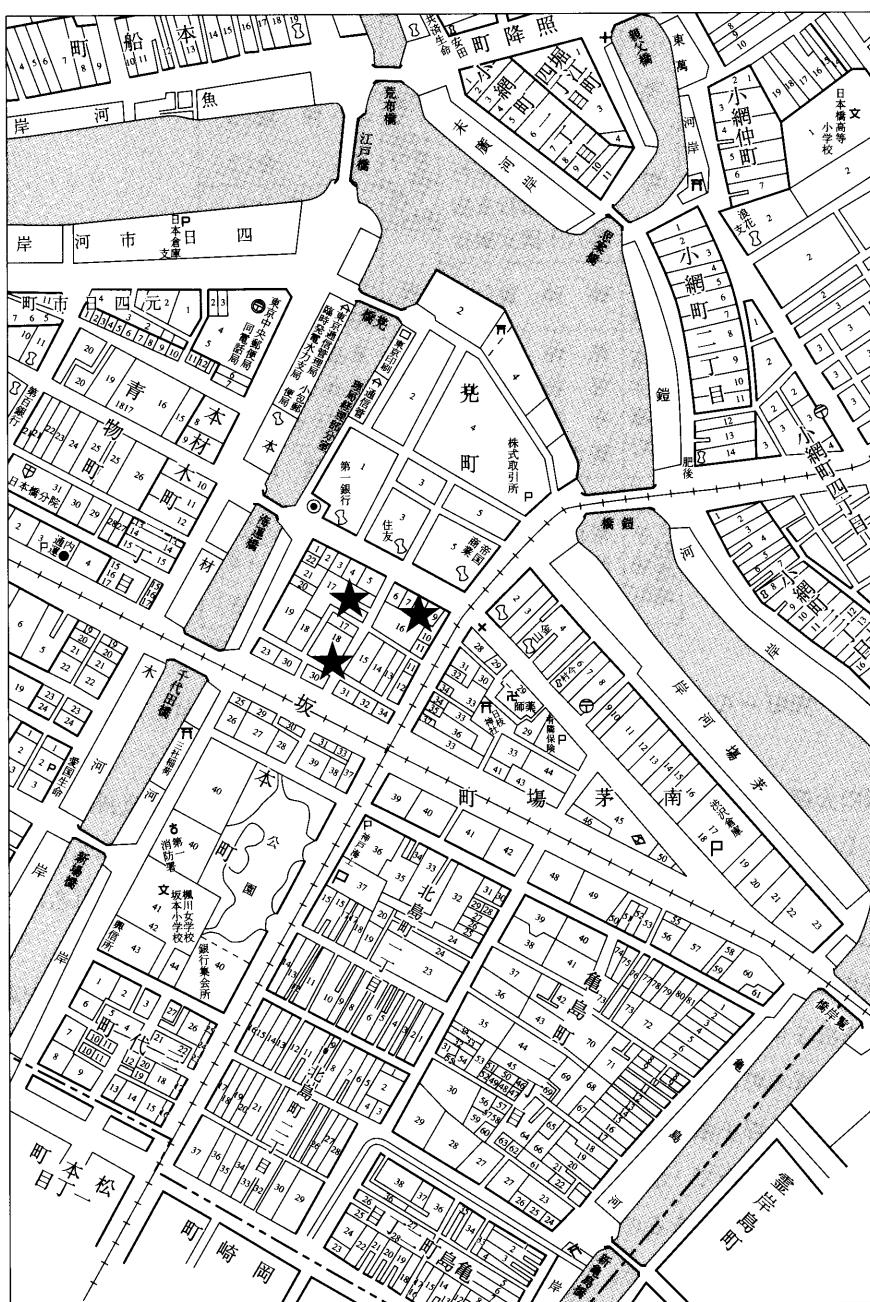
明治の街並みを特徴づけるものとして、東京株式取引所のほかに多数の銀行の設立がある。周知のように、明治5年に「国立銀行条例」が公布されたが、最初に設立されたのが兜町の第一国立銀行であり、また阪本町にも第112国立銀行が設立され、明治12年以降に續々と私立銀行がこの界隈に設立されてゆく。群小銀行乱立時代でもあった。<sup>32)</sup>

そこで、これらを含めて、改めて明治のこの界隈の町の特色をみると、表7のようである。業種的に、兜町が株仲買47店あるのは当然だが、株仲買が南茅場町河岸、南茅場町、坂本町などのところまで広がっているのがわかる。いわば、この界隈の北3分の1の街並みを特色づけているのは、兜町の株式取引所をめぐる仲買商にはかならない。更に、これは大正期に入ると、それらの店は坂

31) 白石孝『日本橋界隈の問屋と街』p. 73。

32) 同『明治の東京商人群像』p. 168。

図4 明治時代の界限図



明治44年『東京市日本橋全図』の一部。

★は本文参照

本町の4ブロック中の北の2ブロック、南西ブロックに集中してゆく。大正7年についてみると、その数は60店にのぼる。図4の★がそのように株仲買商の多いブロックである。

また、この表7には各町の銀行を記しておいた。しかし、実際にはこの表以上に多くの銀行があつたといわなければならない。<sup>33)</sup> 例えば、兜町には第1銀行本店があり、また株式仲買の大店小池合資会社の機関銀行として明治29年に設立された商栄銀行がここにあった。南茅場町にあっても金山銀行が、更に坂本町にも証券取引の紅葉屋銀行があった。この表では亀島町に米穀商のみしか記されていないが、明治33年設立の大成銀行が加えられよう。ただ、こうした表中のものを含めて多くの銀行は、大正期には早くも姿を消す。兜町の壬午銀行、帝国商業銀行、三十五銀行支店、第六十国立銀行、<sup>34)</sup> 坂本町の第百十二銀行、東京貯蓄銀行などもこれである。

こうした町々に対して、亀島町1・2丁目、北島町1・2丁目は全く街並みを異にし、米穀問屋の多い町であった。事実、亀島町ではそれは21軒、北島町でも16軒もあった。これを江戸時代のこの町々の主たる問屋の表6と比べてみると、依然として、この面影を残しているといえるであろう。

しかし、大正期に入ると、この2つの町の様相は変わってくる。もっとも亀島町では1・2丁目共に亀島河岸に面した箇所、1丁目では1番地から24番地、2丁目では1番地から11番地には米穀問屋が多い。これは図4をみれば、わかるように、やはり江戸時代における川辺町の特徴にほかなりない。一方、北島町をみると、大正期には、このようなそれまでの米穀問屋の姿は消えてしまう。この辺りは亀島町の河岸に接していない西側の部分と共に、様々な職人の住む庶民の町になり、理髪、髪結、駄菓子屋、質屋、裁縫、音曲稽古所、建具屋、小料理屋、そば屋などのある下町の生活圏がひろがっている。それは、すでに記した江戸時代の図3のE・G地区に照応する町の姿であるといえよう。

これに対して南茅場町の街並みを形成するものは、明治から大正にかけて、それほど変化はみられない。今村銀行、新潟銀行支店、鴻池銀行支店、七十七銀行もそのままだし、やはり大勢を占めているのは株式関係の店であった。そして、南茅場町河岸にはこのような店が7軒あり、わずかに昔の河岸を思わせるのに「木更津通船会所」があるのみであった。

それではこの界限を地価からみて、どんな特色があったであろうか。こうした視点からの分析はこれまで多くの町々について行ってきたが、ここでは、大正4年の土地台帳より100坪当たりの地価を、それぞれの町についてみることにする。<sup>35)</sup> それは、その場所の、あるいは町の商業的市場価値を反映しているといえるから、これを比較することにより、改めてその街並みの特徴を浮かびあがらせることができるからである。

まず兜町の場合、1番地5,800円、2番地5,200円、3番地6,000円、4番地5,400円、そして5番

33) 『財政金融集成・銀行総覧』による。

34) 大正7年『営業者姓名録』による。

35) 『日本橋区史』第1冊。

地が最も高く6,500円、6番地が6,200円である。これを図4に照らしてみると、この5番地・6番地というのは、同じ兜町でも鎧橋の通りに面したところで、ここが楓川に面しているところよりもむしろ高く評価されているのは、すでに述べた鎧橋の経済効果を背景としているものといえよう。こうしたことは、南茅場町にもあてはまる。事実、南茅場町の場合、大部分が2,800円から4,800円の地価を示しているのに、鎧橋を眼の前にした2番地は6,000円、その通りに面している角地の28番地が5,600円とすばぬけた高評価を持っていたからである。

坂本町はすでに述べたように株式仲買商が多いだけに、1番地から12番地の平均が6,025円という高評価であった。もちろん、ここは株式取引所をとりまく街並みには違いないが、大正期には更に軒なみこの種の店が並ぶに至る。大正7年についてみると、こうした業者が62軒にも達する。これに対して三代町あたりは高いところで2,000円～3,000円で、北島町になると、平均1,500円、亀島町は1,300円平均であった。

こうしてみると、街並みを大きく左右しているのは、すでに述べたように、株式取引所であり、鎧橋であって、もはや川辺町としての特色をつくる河岸の効果はなく、土地柄は地価からみて、「北高南低」である。これもまた、江戸時代における八丁堀の筆者の区分A～Eの土地柄に照応するものがあるといえるのではあるまいか。